HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本におけるレバレッジド・リースの実証的考察(上):我が国リース会社の実務例に触れて
Author(s)	金山, 剛
Citation	經濟學研究, 50(3), 133-153
Issue Date	2000-12
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/32209
Type	bulletin (article)
File Information	50(3)_P133-153.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 50−3
北海道大学 2000.12

日本におけるレバレッジド・リースの実証的考察(上)
——我が国リース会社の実務例に触れて——

金山　剛

はじめに

問題の所在

（1）アメリカで高度に発展したリースの中から，時代の要請に応え，さらに進化し誕生したレバレッジド・リースが我が国にも導入され，1985年頃からは匿名組合方式による，いわゆる「日本型レバレッジド・リース」（Japanese Leveraged Lease）（以下ＪＬＬという。）として登場するようになった。

レバレッジ（Leverage）は，梃子を利かせるように小さな自己資本を力点にし，他人資本を支点として活用し，大きなプロジェクトの推進を作用点（ＲＯＥを高める）とすることを意味するところからこれをリースに応用したものがレバレッジド・リースと呼ばれる。

このリースにおけるレッサーは，巨額なリース物件の購入代金の一部のみを負担し，不足分は金融機関からの融資で賄い，その物件の名目上の所有者となり，これにより享受できる税法上の特典（投資減税制度や加速償却制度）を活かして自己投資額を早期に回収し，超過回収分は更に運用ないしは再投資するなどして追加の収益が期待できる。レバレッジド・リースは，それらのメリットを勘案し，レッシーにリース料の低減という形で還元する仕組みであり，本来，レッサー，レッシー双方にとって有為なリースの一形態である。

（2）ＪＬＬは，我が国に導入し機能させるに当たって，リース会社が我が国の制度（主として税制度）に合致するよう改良し，商品化したものである。

Tax OrientedなＪＬＬのスタートはレッサーたる企業の目的に関係なく，利益の繰延べ，更にはそのことによる，専ら法人税の繰延べを目的とした投資であることが実情であったところから，1988年になって国税庁は，税負担公平の理念に悖るとの理由から，いわゆる「後追い」の形で，「昭63リース通達」をもってこのＪＬＬについての規制をするところとなった。この他にも税務上，ＪＬＬはさまざまな事実上の規制の網が掛けられ，それに従った会計処理が求められている。

1993年に企業会計審議会によって，リース会計基準が設定・公表されるまでは，我が国にはこの形態のリースをも包含するリース取引に係る会計基準は未確立であった。そこで，実務におけるリースに係る会計処理は，それまでに既に発遣されていた1978年の国税庁通達「リース取引に係わる法人税及び所得税の取扱いについて」，いわゆる「昭53リース通達」と上述の「昭63リース通達」とに専ら拠ることになり，これが，今日，リース取引における実務上の会計処理は税法（通達）の主導下にあるとの議論の起点になっているものと思われる。

「昭63リース通達」発遣後においては，関係当事者間に当局との無用の摩擦を避けるために秘密裏に契約を交わし資金実行をなしてきた経緯があり，その意味においてＪＬＬには「漠然とした後ろめたさ」が付き纏うものとなっている。

また，現下の景気低迷局面にあってＪＬＬは

その性格上，利益繰延べ(節税)が主目的であるところから節税ニーズは低く，新規の取引契約が減少しているのも事実である[1]。

しかし一方で，エアラインにとってのエアクラフト・ファイナンス（航空機購入資金の調達）は必要となる資金が膨大なだけに，レッシーたるエアラインにとってＪＬＬの利用は，最も合理的航空機入手方法といえるものである。

また匿名組合方式のＪＬＬは，これを運営するため通常ＳＰＣ（特別目的会社）が設立されるが，このＳＰＣに法人格否認の法理を適用せずとの司法判断が近時下されている。

仮に法人格否認の法理がＳＰＣに適用されるならば，法がＪＬＬの正当性を認容しないことになるのである。

本稿は，我が国のリース会社で実際に行われているＪＬＬ取引を通して，その意義を会計学的見地から，その正当性を法律学的見地から考察しようとするものである。

第１章　リースの発祥とレバレッジド・リースの生起

第１節　リースの発祥とその発展

（１）財産の賃貸借を意味する，いわゆる「広義のリース」は古くは，古代ギリシャ時代や古代ローマ帝国時代に既に存在していたという。やがてそれは農地のリースへとその対象を拡げ，さらに不動産リースとしてイギリスで盛んに行なわれ，時代が下って後に移民の手によりアメリカに移入され，次第に不動産から動産へと拡大され，さまざまな種類のリースとして発展・成熟していったといわれる[2]。

「狭義のリース」である設備リース（Equipment Lease）の嚆矢は，南北戦争（1861−1865年）とその後の復興期におけるアメリカのユナイテッド・シュー・マシナリー社の製靴機械賃貸業務に見出すことができる[3]。

1900年代を迎えると，製靴機械以外の機械製品も本格的に「リース」（現在のレンタル的要素を持つ）されるようになり，やがてＩＢＭやゼロックス等々の事務機器の分野にまで「リース」は取り入れられ，この分野の急速なイノベーションとも相俟って，“保有するよりも有利な方法”としての「リース」が浸透していくことになり，第二次大戦後になって「リース」の金融的な意味に着目したリース会社（United States Leasing Corporation）が1952年に誕生した[4]。

朝鮮戦争の終結は，その経済的帰結として景気の拡大をもたらすものとなり，とりわけアメリカではリース産業が急速に勢いを増していった。これには混乱の戦時経済が終息し，拡大する平時経済による旺盛な需要に対応してあらゆる産業が企業間競争の勝ち残りを賭けて従来からの陳腐化した設備の更新を図ったこと，また，銀行借り入れという伝統的な長期資金調達手段が既に限界を迎えてきたこと，そして，償却制度に問題があったことなどがその要因として考えられる。

（２）我が国に最初の専業リース会社が設立されたのは1963年である。1965年頃（昭和40年

1）JLLの取引額については，統計上の数字は存在しないが，筆者が独自に，リース会社に「情報源を明かさないことを条件に」聞き取り調査をしたところによれば，1990年度実績では約1.5兆円であったものが，1998年度には，６千億円前後になる模様である。(1998年11月調査)

2）嶺　輝子著『アメリカリース会計論』1986年，多賀出版，３頁参照。
宮内義彦著『リースの知識』1998年，日本経済新聞社，11頁参照。

3）同，前掲書11頁参照。
嶺，前掲書５頁参照。
舟橋克剛著『レバレッジドリース・日本型』1995年，金融財政研究会，39頁参照。

4）嶺，前掲書15頁参照。
宮内，前掲書14〜15頁参照。

代）は，いわゆる高度成長期の真っ只中にあり，企業の設備投資に対する意欲も極めて旺盛であったが，慢性的資金供給不足の金融環境の中でもあり，企業側からすれば一時に多額の出費を必要としないリースは新しい設備調達の手段として大きな魅力であり，我が国においてもリース産業は急速な勢いで成長を遂げることになり，リースという新しい業態の産業が定着することになった。

1970年頃より，この新しい産業はさらにより広大な市場を求めて海外への展開が図られ，黒字減らし対策の一環としてリース会社が航空機を購入（輸入）し，それを海外のエアラインにリースする“サムライ・リース”といわれる手法が脚光を浴びた。

サムライ・リースの制度の廃止後も国際リース(クロスボーダー・リース)は順調な歩みを続け，特に1981年以降は米ドルと円の大きく開いた金利差[5]に着目した円建てのリース（ショウグン・リース）が，サムライ・リースで体得したクロスボーダー・リースのノウハウを基に数多く契約され，パフォーマンスはサムライ・リースを上回るものとなった[6]。

1985年のプラザ合意以降は，ドル安に誘導され金利差も大きな開きがなくなり，加えて円の国際化やリース会社の外貨資金調達力の向上を反映してムサシ・リースと呼ばれたドル建て（外貨建て）クロスボーダー・リースが発展していくことになった。

クロスボーダー・リースでのリース物件の価額が次第に巨額化してくると，やがてそれに対応すべく新しい形態のリースへの「胎動」が始まることになった。すなわち「ＪＬＬ」誕生のための「胎動」である。

この形態のリースでは，契約一件当たりについての巨額な物件である航空機が対象物件とされるのが一般的である。

何故なら，エアラインにとってのエアクラフト・ファイナンスは，必要となる資金量が膨大なだけに，その手段の多様化は不可欠であり，レッシーとしての航空会社にとって，レバレッジド・リースを含めたリースの利用は，最も合理的な資金調達手段・航空機入手方法と考えられ，同時にそのことはレッサーとしてのリース会社の，手数料ビジネスとして大口の案件が好ましいという，営業政策上の利益にも適うものであるからである。

第２節　レバレッジド・リースの意義

レバレッジド・リースは，1960年代の初期にその原形がアメリカで考案され，1970年代に入ってからはアメリカ，ドイツ，北欧，オーストラリアなどで広がり，その後日本，香港などで活発に実行されてきた経緯があり，歴史の新しいリース産業の中にあって一際歴史の浅い形態のリースである。

一般にこのリースは，レッサーがリース物件の購入代金の20～40％の出費負担だけにとどめ，不足分は年金基金・保険会社・銀行などの長期資金提供者（Debt Lender）からの償還請求権のない（Non-Recourse or Limited Recourse）長期資金を調達し，そのリース物件の所有権を取得するものである。

つまり，レッサーは少額の自己資金で価額の大きいリース物件の名目上（法律上）の所有権を得，それによって，投資税額控除制度や加速償却制度という税務上の特典をフルに享受しようとする点にその特徴があり，その特典を生かして，リース物件のユーザーたるレッシーにリース料の引き下げという形で還元ができることがこの形態のリースの発展の経済的要因であり，この形態のリース契約のインセンティブの一つでもある。

我が国のリース会社は，1980年代に入ってか

5）当時の米ドルは15～16％，円は年利８％位であり，短期物での金利差は８％の開きがあった。

6）羽原敬二稿「航空機ファイナンスにおけるリスク管理」『商学論集』1997年，第41巻第５・６合併号，関西大学商学会23頁参照。

らクロスボーダー・リースとしてのレバレッジド・リースにたびたび参加してきたが，1985年からはＪＬＬとして装いを新たにし登場することとなった。

ＪＬＬの基本構造は，アメリカにおけるレバレッジド・リースと同様であるが，パートナーシップの代わりに匿名組合方式を採るところに特徴がある。

この方式は，高収益をあげている企業（投資家）が償却資産（リース物件）を持つ匿名組合に出資することで匿名組合員となり，リース期間の前半に当該組合の営業者から分配される損失で自己の本業の利益の平準化を図り，リース期間後半には利益の分配を受け，そして，リース期間満了時にはリース物件売却による配当金の分配を受け取るものである。

具体的には，レッサーである匿名組合の営業者がレッシーとの間でリース契約を締結するに当たってリース物件の法定耐用年数よりリース期間を長く設定することで年間のリース料の受取額を低く抑える。一方，定率法によるリース物件の減価償却費はリース期間の当初においてリース料の受取額を大幅に上回り赤字が出る。

その赤字は（投資家である）匿名組合員たる課税所得の多い企業に分配され，その企業に所得の通算による節税効果をもたらし，それにより生じるキャッシュ・インフローも期待できることからこれをリース料に引き下げという形で反映させ，レッシーにも還元できるよう仕組まれたものである。

第３節　レバレッジド・リース誕生の背景

1960年代は我が国やヨーロッパ先進諸国の経済成長率は高かったが，それに比してアメリカの経済成長率は相対的に低下し，経常収支も悪化しており，ケネディ政権は1962年に新しい投資刺激策として投資税額控除(Investment Tax Credit)を設け，新規の設備投資について設備価格の７％を限度として所得税の減免を実施した。

これはケネディ政権の経済成長政策の核心をなすものであり，1962年以降に取得された資産で耐用年数が４年以上のものがこの制度の対象であった。

この投資税額控除制度の新設がリースの発展にとっての大きな役割を担うことになったのは，企業（レッシー）が希望する機械・設備（物件）を新規に調達しその物件の所有権は保持するが物件の実際の使用はしないレッサー（リース会社や生命保険会社）にも投資税額控除が適用されたからである[7]。

企業がこの制度の特典を享受するには，税額控除の対象となる以上の法人税額が算出されうる利益（法人所得）を上げていることを当然の前提条件とし，税額控除に対応する利益を計上することができない企業は，必然的にこの特典の対象外となるのである。

そこで，十分に利益を上げているレッサー（リース会社や生命保険会社）が，この特典を得，その分をリース料の引き下げという形で，十分に利益を計上できていないレッシー（企業）に一部または全部を還元するシステムが考え出されたのである。

このように投資税額控除の本質は詰まるところ，新規に設備投資をした企業に対する補助金の給付に他ならないものであったが，時間の経過とともに次第にこのシステムは整い，そして確立され，やがてタックス・リース（Tax Lease）或いは節税目的のリース（Tax Oriented Lease）としてさらに進化を遂げることになり，投資減税制度はファイナンス・リースの飛躍的発展という効果をもたらすものとなった[8]。

一方，リース物件が巨額化することにより収

7）宮島　洋稿「戦後アメリカにおける減価償却政策と投資税額控除制度」『信州大学経済学論集』1976年，第10号12頁参照。
嶺，前掲書19〜20頁参照。
8）同，前掲書20頁参照。

益力の高いリース会社であってもタックス・リースの需要の全てに対応していくためには自ずと限界が存在した。

そこでリース会社自らが貸主になることはせず，十分に利益を上げている企業（又は個人）であって，かつ，投資減税制度を十分に活用していない企業（又は個人）を貸主とする新しいリースの形態が必然的に生起することになったのである。

このことは，従来のユーザーが要求するリース需要とは別個の，貸主が自社(自身)の節税のために利用するリース需要が生まれることを意味し，そして，それは経済学の理論に従えば，貸主はリース物件の取得という「投資行為」の効果を最大化しようとするために，リース物件の取得金額の100%をフルに出資するのではなく，貸主自らの出資は20～40%に止め，不足分を銀行等の金融機関からの融資によってその物件を調達する手法（レバレッジを効かす），すなわちレバレッジド・リースという新しい形態のリースを誕生させることになっていったのである[9]。

第4節　レバレッジド・リースの仕組み

（1）アメリカ型レバレッジド・リースの仕組み

60年代当初におけるレバレッジド・リースは，累進税率によって高額の所得税（1968年における最高税率は72.25%）を賦課される個人のTax Shelter（租税避難）の手段として利用されていた。

この高率の累進課税の適用を受ける個人の高額納税者が数人結集し，組合（Partnership or Syndicate）を組成し巨額の航空機を購入するに当たって，その代金の20%程度を各々の組合員が合計して出資し，残額の80%を組合が金融機関等から借入金の形で調達して購入した航空機を借受先である企業（エアライン）にリースするというものであった。

ここにおいてのレッサーは組合であり，レッシーは当然ながらエアラインであるが，この場合のエアラインは，企業として十分な利益を上げていない，赤字ないしは繰越欠損を抱えている企業であることが特徴である。

この企業が仮に航空機を自ら購入・所有したとしても，曩に述べた，加速償却や投資税額控除といった税務上の特典は当然ながら享受できない。従って，これらの特典は組合が享受し，それをエアラインの賃借料に反映させる形でリース料の低減化を実現するものであった。

加えて金利面からみた優位性についても，当時，或るエアラインが自らの借入金で航空機を購入した場合の金利負担は5.55～6.0%に相当し，一方レバレッジド・リース契約を結んだ場合の実効金利は3.76%の負担で済ませることができたといわれ，「十分な利益を計上することができていない企業」にとってのこの形態のリースは大きなメリットをもたらすものとなっていったのである[10]。

アメリカにおいてこの新たなニーズの中から生まれたレバレッジド・リースの契約形態は三者間の契約となるところに大きな特徴がある。

一般的なリースの基本的契約形態がレッサーとレッシーとの二者間における契約であるのに対して，レバレッジド・リースは，これにDebt Lenderが加わることによる三者間の契約となるのである。

この契約形態において，貸主は出資者としてリース物件の購入代金の20～40%を出資し，残金（不足分）は年金基金・保険会社・銀行などのDebt LenderからのNon-Recourseの長期資金を調達し，そのリース物件の所有権を取得するのである。

すなわち，出資者でもあるレッサーは少ない出資（投資）で大きな物件の所有権を手に入れ，

9）宮内，前掲書75～76頁参照。

10）嶺，前掲書21～22頁参照。

［図1］〈アメリカ型レバレッジド・リースの基本図〉

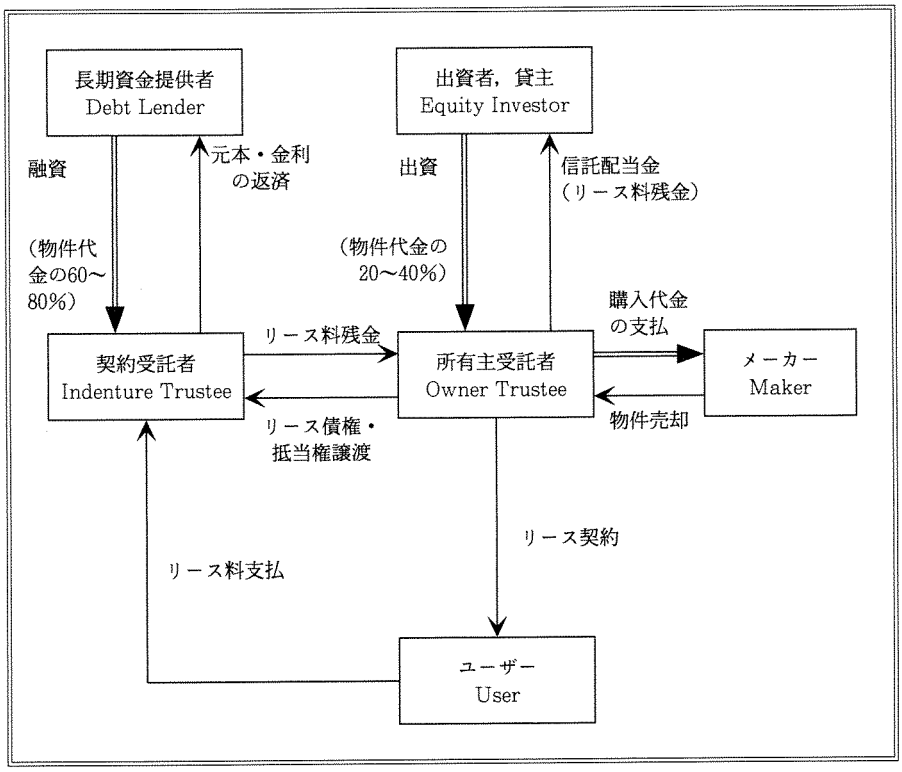

（出所：『リースの知識』日経文庫1998年78頁）

投資減税や加速償却などの税務上の特典を大きく受けることができ，その分，ユーザーに対するリース料の低減化が図ることができ得るのである。

一方，Debt Lender はリース物件の第一抵当権者になり，物件の担保価値を勘案し，貸主との間で貸付条件を決定することになるが，実際の取引ではこれらの関係が若干複雑になるので上に図示する。

上図のように，出資者は実質上の貸主であるが，実際の取引においてはオーナー・トラスティ（所有主受託者）が立てられ，これが名目上の貸主として出資者を代理することになる。

また，長期資金提供者の利益を守るためにインデンチャー・トラスティー（契約受託者）が立てられ，所有主受託者は所有権を，契約受託者は抵当権を保有することになる。

所有主受託者は，契約受託者を通じて債券又は借入証券を長期資金提供者に発行し，また，出資者には出資信託証書を発行し，それらの発行に伴って発生する金銭収受と勘定の管理を行ない，同時に，契約受託者も債券の管理と金銭の収受を行なうのである。

このように，契約が成立するまでのプロセスは複雑でしかもコストがかかる。このため，リース物件の価格が1000万ドル以下ではレバレッジド・リースが取り組まれることは殆どないが，逆のケースで非常に高額な物件の場合は，ユーザー（レッシー）は一人でよいとしても，出資者（レッサー），長期資金提供者（デット・レンダー）は小口分散化シンジケートされ，信託方式がとられるのが一般的なようである[11]。

11）宮内，前掲書78頁参照。

（2）ＪＬＬの仕組み

（ｉ）ＪＬＬは，基本的にはレッサー，レッシー，デット・レンダーの三者の存在を必要とする「仕組み金融」(Structured Finance)の一種である。

レッサーはリース会社の子会社などが特定のＪＬＬのために設立した，いわゆるＳＰＣ(特別目的会社)がその任を務め，親会社がこれを維持・管理することになる。

レッサーの役割は，匿名組合の営業者となり，我が国の投資家（課税所得が多く節税ニーズの高い企業）からリース物件（航空機）購入代金の20～25％を匿名組合契約に基づき出資を受け，不足部分の75～80％をレンダーから融資契約(Loan Agreement）により借入し，それらを併せて航空機メーカーへの購入代金に充当する。

また，既述のように，エアライン等のレッシーとの間でリース契約を締結するに当たってはリース物件の法定耐用年数よりリース期間を長く設定することにより，年間のリース料収入額を低く抑え，定率法によるリース物件の減価償却費がリース期間の当初において，リース料収入額を大幅に上回るようにする。こうして抱えた匿名組合の「創られた損失」を匿名組合員に分配することで，匿名組合員たる企業の黒字を人為的に減少させ，法人税の繰延(節税効果)を図り，そのメリットをリース料の引き下げという形でレッシーにも還元できるようにするものであり，航空機のリースの分野では積極的に活用されてきている。

リース物件である航空機購入代金のうち，匿名組合員の出資金（エクイティ）部分を除いた残額（デット部分）75％～80％は匿名組合が金融機関から借り入れるが，その際，この借入金の返済原資はレッシーたる航空会社が支払うリース料とし，当該リース料及び航空機が担保に供されることになる。このように，レンダーが返済原資を超えて形式上の借入人である営業者や組合員である投資家に対しての求償権を有しない借入金すなわちノン・リコース・ローン(Non-Recourse Loan）はＪＬＬを仕組む上で重要な要素となっている。

レッサーの親会社のメリットは，物件購入額の１～３％の手数料が得られることであるが，リース開始後３ケ月以内に「エクイティ部分」を全て投資家に売らなければならない，かつ，長期に渡るリース期間中，匿名組合決算を行ない，投資家に損益および現金を分配し続けなければならない，デメリットもまた存在する。

投資家はＪＬＬのレッサーに匿名組合契約により出資をすることで匿名組合員となり，当該リース事業の損益分配を投資額に比例して受け取る権利を取得するのである。

（ii）国際取引（クロスボーダー・リース）におけるＪＬＬも，国内取引と基本的には同様であり，レッサーは，我が国の投資家からリース物件購入代金の約23％のいわゆる「エクイティ(Equity)部分」を匿名組合契約などに基づき出資を受け，親会社への手数料３％を支払後の不足部分80％のいわゆる「デット(Debt)部分」をレンダーからLoan Agreementにより借り入れ，購入代金に充当するが，この場合の融資契約はNon-Recourseないし Limited Recourse契約である。

レンダーには銀行が参画することが通常であり，当初は外国銀行のケースであることが多かったが，バブル期から邦銀も大手都市銀行，興長銀を中心に続々と参入していった。

邦銀がレンダーとしてＪＬＬに参画することのメリットは，通常の融資では参入できない，世界的に一流の航空会社などのレッシーに対し，融資交渉を行ない，実質的に与信を積むことができる点にあり，またその担保には80％程度の融資で，航空機などのリース物件を100％，第１順位抵当権を設定し担保保全ができること，またリース料の内レンダーへの返済に充当される部分（通常は外貨）には，そのレッサーの口座を自行内に開き質権設定ができることであるが，当該レッシーに対する融資の与信枠を使う

［図２］　〈ＪＬＬの仕組み〉　（基本的概念図）［匿名組合方式］

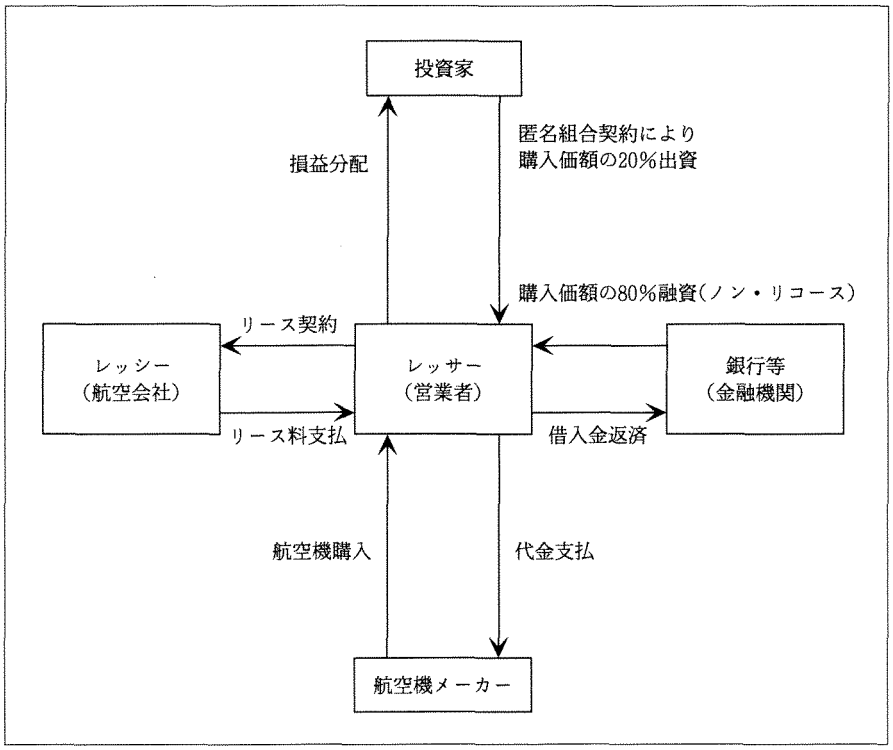

ことと長期に渡るためレッシーとの間でスワップ契約（為替先物予約）などへの金利ヘッジが必要となるなどのデメリットがある。

レッシーのメリットとしては，リース期間満了時，当初予定した残価で購入できる，いわゆる「購入選択権」（購入オプション）が付与されている点である。

このオプションが付与されていることにより，ＪＬＬ契約の満了時にレッシーが予め決めた固定価格でそれを行使できるため，多くのレッシーの所在地国では税制上「割賦販売」と看做される。従って，レッシーは通常の購入と同じ減価償却ができることになり，これを通常の借入金による購入と比較すればその優位性は自明の理である。

投資家は，ＪＬＬ事業を事業目的とする組合との間で匿名組合契約を締結し，組合員となり，いわゆるエクイティ部分約23%の出資（投資）をすることで，当該リース事業の損益・現金分配（リース期間終了までは現金の分配はない）を投資額に比例して受け取る権利が得られる。

出資金は，ＪＬＬのレッサーたる営業者を通じて運用され，リース事業そのものへの介入をすることはできないが，経済的には物件購入額の約23%の投資で，リース物件の全部を所有した場合と同じ効果が得られるのである。

事業の損益は，通常年２回，匿名組合事業の決算書として各投資家に配布され，当然ながら各投資家は，分配された「損失」または「利益」を本業の利益に合算することができる。

従って，当初大きな損失を受け取り，本業の利益を減じた部分については納税が不要となり，後半には逆に納税が増えることになる。

ＪＬＬの仕組みを図示すると上図［図２］のようになる。

我が国では，アメリカにおけるように，投資家（貸主）＝持分参加者（Equity Investor）がパートナーシップの形態をとらない（法制度

が存在しない）ために，それに代わる形態として，殆どのケースで，匿名組合（商法535条～542条）方式が取られている。

（3）実務例にみるＪＬＬ

ＪＬＬは，1985年に，オリエント・リース（現オリックス）と日本貨物航空との間で，ボーイング747型貨物機についての契約が交わされ，これにより，国内で初めてのタックス・オリエンテッド・リースがスタートすることになったのである。

しかしその時の取り組みは，オリエント・リー

（ｉ）国内取引

［図３］　〈ＪＬＬ実務上の基本構造〉　＜匿名組合方式＞

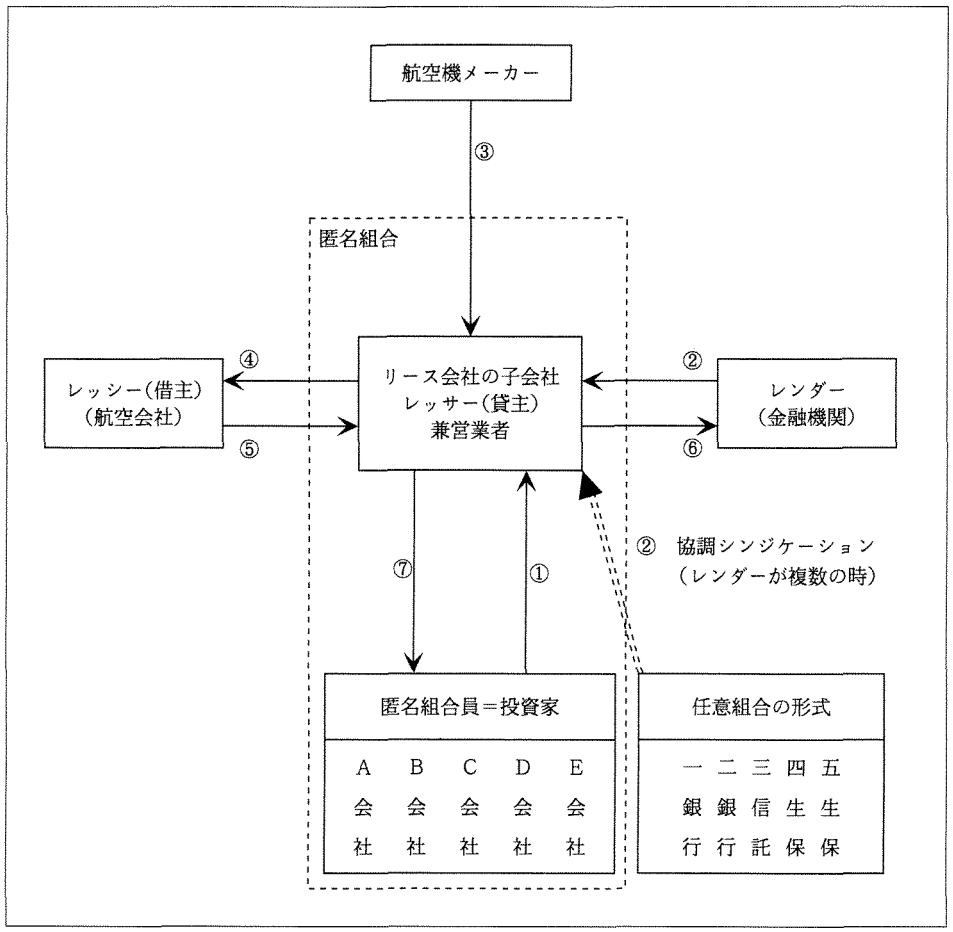

① 投資家は営業者と匿名組合契約を締結の上，購入物件20～30％の出資を行う。
② 営業者はリース物件(航空機)を購入するに当たって，出資金だけでは不足する分をレンダーである金融機関から借入し，リース物件を購入する。レンダーが複数の場合は協調融資シンジケーションが組まれるのが一般的であり，その場合は民法規定の任意組合の形式が多く採られ，レッサーたる営業者と金銭消費貸借契約を締結した上で融資が実行される。
③リース物件(航空機)の購入。
④リース契約締結後，航空機を貸し付ける。
⑤リース料の受取り。
⑥借入金の元本・金利の支払。
⑦匿名組合の損益を報告し，各組合員の持分に対応する投資損益を分配する。

(ii)国際取引

[図4]　〈クロス・ボーダーリースにおけるＪＬＬ実務上の基本構造〉＜匿名組合方式＞

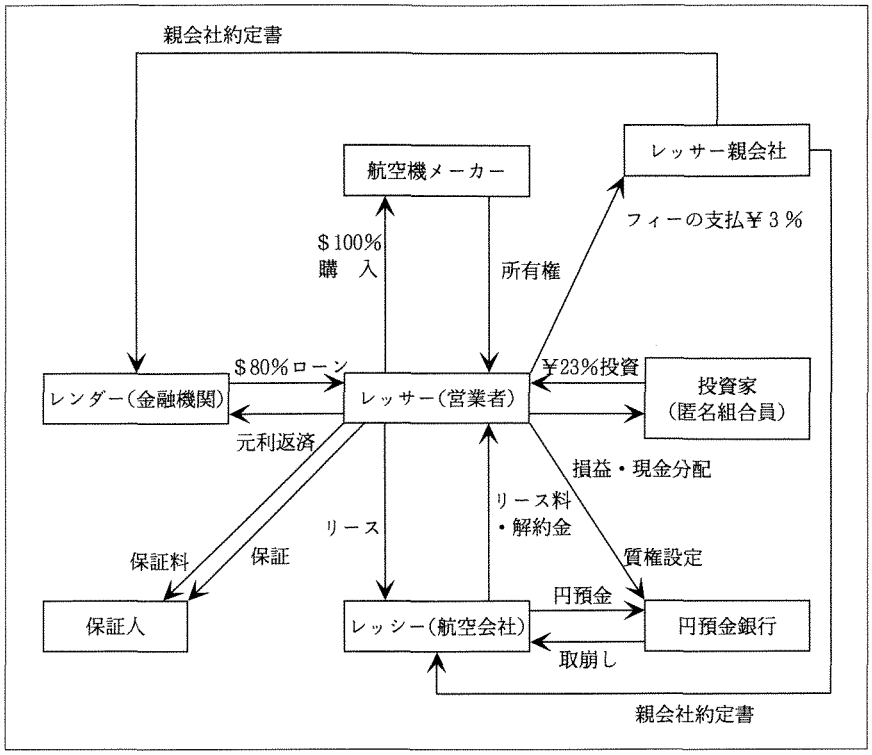

スを中心とするリース会社４社がレンダーとなるもので，投資家は未上場の有力中堅企業９社でレッサーとなり，その形態は民法が規定する，いわゆる任意組合方式を採用するものであった。

任意組合方式については，この後の（iii）で図示する予定である。

これ以降のＪＬＬの取り組みは，全て匿名組合方式が採られていくことになる。

実務例によるＪＬＬを，前頁[図３]に(ｉ)国内取引，本頁[図４]に(ii)国際取引とに分けて図示した。

上に見るように，ＪＬＬは決して場当たり的なものではなく，システマティックな進んだ形態のリースといえる。

しかし，最近時（1998年10月），ＪＬＬ取引全体の規模はバブル期のおよそ１／２程度に減少している模様である。

その最大の原因は不況による先行き不安で数年間の継続的利益見通しが立たなくなったこと，また同様の原因による世情の経済的不安定要因からの，10～12年にわたる長期の投資が嫌われてきていることが考えられる。結果として，航空機より短期の物件のＪＬＬを希望する投資家が増加し，バス，機械，コンテナなどとリース物件が多様化し，それに従ってレッシーも多様化する傾向にある。

さらに，1997年12月に公表された税制改正に基づき，1998年10月１日からは，クロス・ボーダー・リース取引における減価償却方法が，従来の定率法から定額法に変更され，投資効果が大幅に減少したことからＪＬＬ取引の規模の大幅縮小が避けられないものとなっている現実もある。

一方，不況下でも，有料テナントを有する不動産賃貸業，一部の遊戯場，消費者金融業，一部の製造業のように利益を上げ続けている企業

も多数存在している。

しかし，ＪＬＬの投資家として参加する企業は，その95％以上が未上場のオーナー会社である現実から推測すれば，今後暫時，エクイティ投資の販売そのものが相当に困難が予想されるところである。

（ⅲ）任意組合方式

既に述べたように，国内初のＪＬＬは1985年にその契約が交わされ，これにより我が国においてもタックス・オリエンテッド・リースがスタートすることになったが，この時点の取り組みは任意組合方式を採用するものであった。

これ以降，我が国におけるＪＬＬの形態は匿名組合方式が主流となっていくことになったが，その理由や任意組合方式と匿名組合方式との相違などについては後に触れるつもりである。

任意組合方式によるＪＬＬの実務上の基本構造を図示すれば下の[図５]のようになる。

このケースで特記すべきは，リース物件の耐用年数が10年に対してリース期間が15年であったことである。

任意組合は，各当事者が共同事業をなすために出資することにより成り立つ。

各組合員の出資その他の財産は，組合員の共有となる点が匿名組合とは異なる。

その他の相違点については次章で述べることにしている。

第２章　ＪＬＬにおける匿名組合の法的評価

本章においては，主としてＪＬＬを法的視点で考察しようとするものであるが，前章でも述べたように，ＪＬＬの形態には民法上の「任意組合」方式及び商法上の「匿名組合」方式が採用される。しかし，実務上は圧倒的に匿名組合方式が採られているところから，特にここでは商法上の匿名組合を中心に論述を進めたいと考えている。

第１節　匿名組合の法的性格

（１）匿名組合の意義

匿名組合と株式会社とでは，「所有と経営の分離」という観点で共通する部分を持っている。

しかし，ＪＬＬの取り組みに関する限りは匿名組合でなければならない。匿名組合において

[図５]　〈ＪＬＬ実務上の基本構造〉　[任意組合方式]

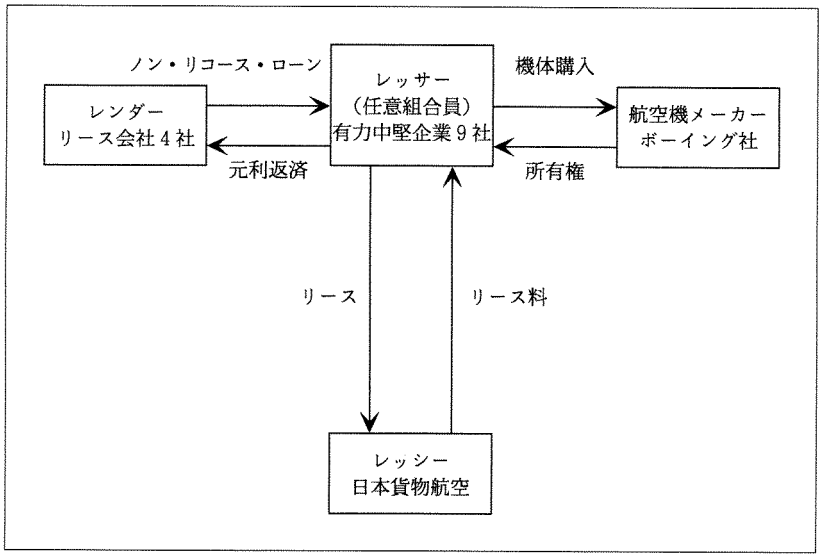

は，その事業から生ずる損益はすべて営業者を通じて匿名組合員に分配され，税務上は，この分配された損益が当該組合員の本業の損益と通算できることになっている。

従って，匿名組合員の本業に多大の利益が生じている時，組合から損失が分配されれば，当該組合員は本業の利益と分配された損失とを通算することにより課税所得を減じることが可能となり，その分だけ節税効果が期待できるのである。

一方，株式会社の場合は，事業から生ずる利益はその全てが分配されることはなく，法定準備金や利益準備金その他の控除項目を差し引いた後に配当可能利益が算定されることになり，その意味においては，利益の一部が株主に配当として分配されるに過ぎない。

また，株主の受取配当としての所得は，その株主の他の所得との通算は認められていない。

従って，株式会社の事業に損失が生じた場合でも，それが株主に節税効果をもたらすことはなく，タックス・オリエンテッドなＪＬＬとしては，匿名組合形態であることがそれを仕組むための必要条件となるのである。

（２）商法における匿名組合の規定

商法は第535条において「匿名組合契約ハ当事者ノ一方カ相手方ノ営業ノ為メニ出資ヲ為シ其営業ヨリ生スル利益ヲ分配スヘキコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス」と定めている。

すなわち，匿名組合契約とは，当事者の一方（匿名組合員）が相手方（営業者）の営業のために出資をし，相手方は，これを用いて営業を行ない，その営業から生ずる利益を分配することを約束する内容の契約である。

これを法的視点で捉えれば，匿名組合の当事者は，出資をする者（匿名組合員）とその相手方で営業をする者（営業者）との二当事者間の法律関係に限られ，民法上の組合（任意組合）のように，三以上の当事者の存在を法は予想していないということになる。

もっとも，資本力を強化するために営業者は，多数の出資者との間での定型的・同一内容の匿名組合契約を締結することができる。この場合には出資者の数だけ匿名組合契約は存在することになるが，しかしこれは，営業者と出資者との間における契約であって，そこに出資者相互間の法律関係は存在しないのである。

因にこのような契約を法律用語では有償，双務の諾成契約[12]という。

また同法536条１項は「匿名組合員ノ出資ハ営業者ノ財産ニ帰ス」と定められ，匿名組合員の契約による出資は，営業者との間に債権関係を生ずるだけに止まり，出資の目的である財産そのものの帰属は全て営業者の財産に帰属し，任意組合のように当事者の共有財産とはならないのも特徴といえる。

第２節　破産と匿名組合

（１）営業者の破産と匿名組合契約
（省略）

（２）組合員の破産と匿名組合契約
（省略）

第３節　匿名組合員のレバレッジド・リース契約と法人格否認の法理

（１）大和銀行レバレッジド・リース事件

我が国におけるバブルが崩壊してからも一貫して順調な伸びを示していたリース取引が，出口の見えない平成不況の長いトンネルの中にあって，その取引全般が15ヶ月連続して前年実績を割り込む[13]という異常事態になり，就中，ＪＬ

12）契約当事者の合意だけで効力の生ずる契約をいう。

13）日本経済新聞平成11年８月31日号によれば，「リース事業協会がまとめた99年７月のリース取扱高は，前年同月比3.1％減の５千９百81億円だった。15ヶ月連続で前年実績を下回った。主力の情報関連機器が５％減となったほか，商業用・サービス業用機械設備も同3.8％減で，取扱高シェアの高い分野が軒

Ｌはその性格上，節税を主目的とした投資であるであるところから，新規の契約が減少したことはもちろんのこと，既存の契約の中にも非経常的事態が生じ，それに伴う法律問題が発生している。

最近になって，「匿名組合員のＪＬＬ契約におけるリース事業者に対する法人格否認の法理は適用されうるか」についての判決があったので，本稿のテーマに関連する部分について触れたい。

〔東京地判平成７年３月28日，平成６年（ワ）6834号，出資金返還請求事件（判例時報1557号104頁)。〕

（ｉ）事実の概要

Ｘ社（株式会社リビング住販）は，平成元年２月28日，訴外Ａ社（ディー・エー・ピー・リース株式会社）との間で，Ｘ社がＡ社に対し出資をし，Ａ社はこれに他の出資者からの出資金等を併せて航空機（エアバス A310－304型製造番号四九四）を購入し，外国航空会社（ポルトガル国営航空）にリースする事業を行なう旨の匿名組合契約を締結した。

Ａ社は，航空機およびその関係部品をリースする目的の会社であり，資本金は100万円で設立され，その設立に際して，発行株式20株のうち13株を発起人訴外Ｂ社（大和ファクター・リース株式会社）が引き受け，他の発起人６名が１株ずつを引き受けることとなった。

Ｘ社は，Ｙ社（株式会社大和銀行）から，平成元年２月27日，金４億2000万円を，期間２年，利息のみを各月に支払い，２年後に元金を一括弁済するとの約定で借り入れ，そのなかから金４億400万円をＡ社に出資金として支払った。

Ｘ社は，本件契約を締結するについて，①出資金として支払った４億400万円が事業期間満了前に返還されないこともあるということを，契約の当初認識していなかった，②Ｘ社は，契約の相手方は実際には大手銀行であるＹ社であって，契約名義人となっているペーパー・カンパニーのＡ社と契約をするなどとは何ら考えてもいなかった，③いわゆるレバレッジド・リース契約（以下ＬＬ契約という）というものは，節税対策のためにあるのであるから，節税の必要がなくなった時点では解約できると思っていたなどとして，Ｘ社に錯誤があるため本件契約は無効であるところ，Ａ社は，法人登記こそなされてはいるが，独立した実体のない会社であって，法人格否認のケースにそのまま当てはまる会社であり，その実体は，Ａ社の運営母体であるＢ社であるが，Ｂ社もＹ社の子会社でしかもその法人格は形骸化しているところから，結局Ｙ社が本件契約が無効であることから発生する，Ｘ社のＡ社への出資金に対する返還義務を負うとして，Ｙ社に対し，その返還を求めたのが本件訴訟である。

（ii）　判旨

（ii）－１　Ａ社の法的性質について

Ａ社は，航空機一機を所有し，これを第三者に賃貸して収益を上げ，長期借入金を返済するとともに，損失を匿名組合員に分配するという経済的活動を行っている。したがって，そこには他と明瞭に区分されて独立した財産と，それによる営業とが存在するということができる。

確かに，原告（Ｘ社）が主張するように，Ａ社は，資本金も小額で，従業員も物的な意味での事務所も存在せず，役員は親会社たるＢ社の役員が兼務している状態で，会社の組織としては，全くのペーパーカンパニーである。

しかしながら，ＬＬ契約においては，このようなペーパーカンパニーがリース事業者となることは，法技術的に当初から予定されている事柄であり，節税効果もこのようなペーパーカンパニーがリース事業者となるからこそ可能となるものである（事業による損失と利益を単一の事業を営む事業者に集中しなければ，事業継続期間前半における損失の分配はできないと思われる。また，事業資金の20ないし30パーセントを負担するにすぎない匿名組合員団が，減価償

並み減少したのが響いた。」

却による事業損失の100パーセントを負担することも，この方法によりはじめて可能になると思われる)。

その意味で，匿名組合員の都合で，A社の法人格を否認することは，LL契約の大前提を揺がすものといわなければならない。

したがって，本件において，A社につき法人格否認の法理を適用することはできない。

（ii）－2　錯誤の主張について

（省略）

裁判所（東京地裁）は，上記(ii)－1，(ii)－2のように判示して，原告（X社）の請求をいずれも棄却した。(確定)

（2）判例の検討

（a）法人格否認の法理について

会社(法人)は独立した権利主体であり，これを構成する社員（出資者と会社，親会社と子会社，新会社と旧会社等の関係を含めて）とは法形式上は別個の人格を有し，独自の権利・義務を有していることは，会社法における原則である。

しかし，そのように認めることが実質的に公共の便益，正義の目的に反する場合，法人という法形態を排除し，特定の法律関係について法人格を無視して，出資者と会社，親会社と子会社，新会社と旧会社など，とを同一視して，例えば会社の責任を出資者に負わせたり，子会社の責任を親会社に負わせたり，また旧会社の責任を新会社に負担させたりする法律的取り扱いをする考え方が法人格否認の法理といわれるものである[14]。

我が国では，最高裁が昭和44年2月27日の判決[15]の中で，上記の“実質的に公共の便益，正義の目的に反する場合”として二つの命題をたてた。すなわち法人格の形骸化と法人格の濫用である。

「法人格の形骸化」の場合の法人格否認について論じたものは，我が国には比較的少ない。そこでこの法理が生起形成した英米判例法に拠ることになるが，アメリカ法においては，（イ）企業運営の態様の特殊性，（ロ）資本の不均衡性，が形骸の事例に当たるとされ[16]，（イ）の具体的発現形態（要件）として①親会社による子会社の経営への直接介入，②親会社の財産，事業と子会社の財産，事業との混同，また（ロ）としては，③子会社の過少資本，などが考えられている[17]。

もう一方の「法人格の濫用」については，「人が他人との関係において違法または不当な目的を追求するために会社を利用する場合に認められる」[18]とされる。

すなわち，違法または不当な「目的の事実」と会社の法人格を利用している（支配している）「支配の事実」とを法人格濫用の要件として挙げることができよう。

しかし，これは極めて抽象的概念ということもできる。何故ならば，上に述べる「形骸化」につき，法人格が形骸化しているにも拘らず，特定の法律関係において，その法人格があることによって生ずる利益を享受せんとすることは，これ法人格の濫用に他ならないといえるものでもあるところから，その意味では形骸という概念をも包摂し得る上位の概念と考えることもできるからである[19]。

（b）A社の法的性質

本件判旨(ii)－1においては「A社の法的性質について」と題し法人格否認の法理適用の適否を判断している。

この中で，上記の形骸化の要件①につき

14）拙稿「法人格否認の法理の税法領域への適用に関する一考察」『研究紀要』1997年，札幌学院大学大学院法学研究科2頁参照。

15）最判昭和44年2月27日，民集23巻2号511頁。

16）奥山恒朗稿「いわゆる法人格否認の法理と実際」『実務民事訴訟講座』1969年，日本評論社184頁参照。

17）江頭憲治郎著『会社法人格否認の法理』1994年，東京大学出版会，147～153頁参照。

18）大隅健一郎著『会社法の諸問題』(増補版) 1964年，有信堂，33頁参照。

19）拙稿，前掲17～19頁参照。

「(A社は,) 役員は親会社たるB社の役員が兼務している状態」, 要件②については「(A社は,) 従業員も物的な意味での事務所も存在せず」, ③についても「A社は, 資本金も小額」であることをそれぞれ認定し,「会社の組織としては, 全くのペーパーカンパニーである」と結論している。

ペーパーカンパニーとは実体のない会社, すなわち形骸化した会社を指し, 本件事例は判旨(ii)－1において形骸化した企業であることを判示している。

他方, 法人格濫用の要件について,「目的の事実」,「支配の事実」を挙げたが, これを敷衍すれば, ①法人格の利用が社会通念上認められない, 反社会的目的のものであること。②法人格を利用する者が会社の実質的支配力を保有すること。ということになり, このことを念頭に本件の「事実の概要」を見れば,「A社は, ……資本金は, 100万円で設立され, その設立に際して, 発行株式20株のうち13株を発起人訴外B社(大和ファクター・リース株式会社)が引き受け, 他の発起人6名が1株ずつを引き受ける」とされている。

このことは, A社はB社に支配され, 服従の関係にあるといえ, 法人格濫用の要件②を満たす。

しかし, 同じく濫用の要件①については,「LL契約においては, このようなペーパーカンパニーがリース事業者となることは, 法技術的に当初から予定されている事柄であり, 前記のような節税効果もこのようなペーパーカンパニーがリース事業者となるからこそ可能となるものである。」として法人格の利用が社会通念上認められない, 反社会的目的のものではなく,「A社の法人格を否認することは, LL契約の大前提を揺るがすもの」とし, ①の要件は満たさず,「したがって, 本件において, A社につき法人格否認の法理を適用することはできない」と判示している。

(c) JLLの正当性

この判例はJLL契約について, その契約の経済的機能, 契約構成とその法的性質等を適切・正確に解明し, 示したものであり, その点では評価されるべきものである。

本件判決においては, JLLの正当性について直接は触れられてはいないが,「……LL契約においては, このようなペーパーカンパニーがリース事業者になることは, 法技術的に当初から予定されている事柄であり, 前記のような節税効果も, このようなペーパーカンパニーがリース事業者となるからこそ可能となるものである(事業による損失と利益を単一の事業のみを営む事業者に集中しなければ, 事業継続期間前半における損失の分配はできないと思われる。

また, 事業資金の20ないし30パーセントを負担するにすぎない匿名組合員団が, 減価償却による事業損失の100パーセントを負担することも, 上の方法によりはじめて可能になると思われる。)。」とし, また法人格の利用が社会通念上認められないような反社会的な目的のものでもなく, むしろ「A社の法人格を否認することは, LL契約の大前提を揺るがすもの」と決めつけ, JLLの正当性を傍論的ながら評価している。

(d) 錯誤の主張

(省略)

第4節　JLLにおける任意組合と匿名組合の性格の比較

(1) 任意組合(民法第667条～688条)の法的意義

民法667条1項は「組合契約ハ各当事者カ出資ヲ為シテ共同ノ事業ヲ営ムコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス」と規定している。すなわち, 民法上の組合は, 各当事者が共同事業を営むために出資をすることで成立する。

また, 同法668条では「各組合員ノ出資其他ノ組合財産ハ総組合員ノ共有ニ属ス」と規定しているので, 組合財産が総組合員の共有に属す

ることになり，既に述べたように，この点で匿名組合とは異なることになる。

（2）任意組合と匿名組合の経済的性格

法的な相違点の他にも任意組合方式と匿名組合方式とには以下のようなそれぞれの特徴が見られる。

任意組合方式に拠れば，各投資家(組合員)は出資比率に応じて航空機を共同所有することになり，この場合原則的には，各投資家の貸借対照表，損益計算書の項目として航空機，借入金，リース料収入，減価償却費等を計上することになり，借方・貸方両膨らみになり，財務比率の悪化をもたらす。

一方，匿名組合方式に拠れば，各投資家（匿名組合員）の貸借対照表には出資金または未払金として計上すればことは足りる。
また損益計算書には投資利益または投資損失が計上されるのみであり，両膨らみしない分，財務比率を悪化させないことになる。

任意組合方式では，各投資家は自らがリース事業を営むことを，会社の目的として定款に付け加え記載する必要があるが，匿名組合方式においては投資家は出資をするのみで，形式上は営業者がリース事業を行なうことになるため，定款に新に付け加え記載する必要はないことになる。

このことは，リース事業から生じてくる第三者に対する権利義務の関係が任意組合員には存在するが，匿名組合員にはそれがないことを意味するものである。

任意組合方式では，組合員が倒産した場合は，他の組合員がその債務の肩代わりすることになるが，肩代わりまでの間に倒産した組合員の債権者にリース物件を差押えられる虞があり，このためレッシーや銀行等の金融機関から全組合員に対してそれぞれ連帯保証をするよう求められることになる。

しかし，匿名組合方式では，組合員が倒産しても組合員の債権者がリース物件を差押えることができないため，レッシーや金融機関にとっては安心できることになる[20]。

このように任意組合と匿名組合とはそれぞれに異なった法律的性質や経済的性格を持ち，ＪＬＬ取引の当初に任意組合方式が採用されたものが，匿名組合方式にシフトしていったのは組合員の有限責任性，合議手続きの煩雑性，投資家(出資者)の倒産時の分割請求の可能性等の存在が考慮された結果と考えられる[21]。

従って，リース事業で任意組合より匿名組合が圧倒的に多く採用されるのは，上に列記したものの裏返し及び資産名義の単名性，意思決定の容易性等を挙げることができる。

なお匿名組合方式による場合，投資家（出資者）数10社以上になる最終回の利益の分配に際して所得税20％の源泉徴収が必要となる。（所得税法210条，所得税法施行令288条，同327条）

このため，匿名組合方式に拠るＪＬＬの取り組みは通常，投資家数は９社以内となっているようである。

第３章　リース取引に係る税務上の取り扱い

第１節　「昭53リース通達」

我が国にリース取引が登場してやがて37年になるが，その間にはリース取引の性格に関して，税務上，どう取り扱うかについてのさまざまな議論が主務官庁を中心に関係者間で交わされてきた経緯がある。

その議論の中心は，リース料の全額を損金として認めるか否か，それは取りも直さずリース期間と法定耐用年数との関係にあったのは周知のところである。

リース取引は，企業の新しい設備調達の手段として目覚ましい発展を遂げている一方でその

20）園井健一稿「レバレッジド・リース」『JICPA ジャーナル』1996年，10月号，Vol.8，38頁参照。
21）さくら綜合事務所編著『匿名組合の法律・会計税務と評価』1998年，清文社，178頁参照。

法形式と税務上（経済的実質）との間には異なる考え方が存するのも事実である。

リース取引は，法的には企業を含む利用者等の，いわゆるユーザーが希望する機械・設備その他の物件を，リース会社がユーザーに代わってメーカー・ディーラーから購入・調達し，これをユーザーとのリース契約によってある程度長期に渡って賃貸する取引形態である。

従って，リース会社とユーザーとの間で締結されるこのリース契約を法律関係で捉えれば，法形式上は賃貸借契約というコロラリィになる。

これに対して，税務上の取り扱いは法形式と経済的実質が異なるときは，経済的実質に従い租税法規を適用することになるのである[22]。

例えば所得税法12条は，「資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって，その収益を享受せず，その者以外の者がその収益を享受する場合には，その収益は，これを享受する者に帰属するものとして，この法律の規定を適用する」と規定している。

すなわち，誰が収益を経済的支配をしているかという経済上の帰属（経済的実質）によって実質所得者を決定しようとするものであり，これを一般的には経済的実質主義と呼び，税務の視点からは，「所得」自体がそもそも経済的概念と考えられていることを加味して考慮すれば，立法の精神としては経済的実質主義を強く念頭においていたものと考えてよいように思われる。

このため，例えば譲渡条件付リースのように，その取引実態からみて割賦または延払形式の売買と経済的実質において同様のもの，また，リース期間が法定耐用年数や使用可能期間に比べて著しく短い場合（ユーザーはリース料を損金処理するため，早期償却と同様の効果が得られる），そしてリース物件がユーザー以外には使用が不可能な専用性の高い物件のリース（使用可能期間の全てを実質上，ユーザーが使用することになり，譲渡と同様の効果をもたらす），あるいは中古資産のリース・バック等は，課税負担の公平を欠くと考えられるところからこうしたリース取引の実態を踏まえて，税務当局は課税負担の公平を図るべく，昭和53年7月「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」（以下「昭53リース通達」という）なる通達を発遣したのである。

第2節　「昭63リース通達」

（1）発遣の経緯

「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」（「昭53リース通達」）は1963年以来，急激な勢いで拡大していくリース取引を通常の賃貸借取引と同様に取り扱うだけでは，課税上の不公平を惹起し，結果として納税意欲を退行させる等の弊害に結びつくとされ，これに対処すべく設けられたものである。

ここにおいて規制の対象となるリース取引は，上に述べたように，売買的性格を持つもの，短期間のリース，中古資産のリース・バック取引であったが，とりわけ法定耐用年数よりも極端に短いリース期間によるリース取引は，ユーザーにとってはリース料の損金算入が多額になり，早期償却と同様の効果が生じることから税務上は有利なものとなるが，その分だけ不公平を生じさせることになるのである。

そこで「昭53リース通達」はこの課税上の弊害を排除しようとするものであった。
当然ながら，そこにおいてはリース期間が法定耐用年数よりも長いケースは想定されてはいなかったのである。

ところが1985年頃（昭和60年代）になると，レバレッジド・リース（ＪＬＬ）といわれる新しい形態のリースが出現することとなった。

このリースは，通常のファイナンス・リースとは形態を異にし，アメリカ型レバレッジド・リースをベースに時代の要請に応える形で生まれて来たものであり，未上場の高収益の企業が

22）拙稿，前掲27頁参照。

（任意）組合を組織し，リース物件価額の20〜25％程度の出資をすることでレッサーとなり，そのリース物件の全体にかかる減価償却費を損金計上できるメリットを手に入れ，結果として，法人税の課税繰延べを可能とする税務上の特典を享受できるというものであり従来からのリース会社がリース物件を取得しそれをユーザーにリースするという形式とは機能的にも決定的に異なるものであった。

その後ＪＬＬは，この任意組合方式から匿名組合方式へとさらに進化を遂げ，エアラインにとって最も合理的航空機調達手段として利用されていくことになった。

特にＪＬＬはリース対象物件が大型航空機という場合が多く，一機当たりも巨額なものであり，そのインパクトは大きく，課税上の問題が国会でも取り上げられる程であった。

この形態のリースは，レッサー側のリース料収入を金融機関からの借入金の返済資金に充当しつつ，リース期間の当初においてリース料収入よりもリース物件の減価償却費の方が大きく上回るように仕組まれていることから，リース期間は論理必然的に法定耐用年数よりも長くなるのである。

そこで，このレッサー側に生ずる税務上の特典（課税上からは弊害）に対処し租税負担の公平を図るべくリース期間がリース物件の法定耐用年数より長いケースについて，課税当局は，昭和63年３月「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」（以下「昭63リース通達」という）なる通達を発遣したのである。

（２）通達の内容

この通達において，リース契約に係わる取引のうち次のすべての要件に該当するリース取引で，リース期間が法定耐用年数の100分の120に相当する年数を超えるものは，金融取引又は売買取引として取り扱われる。

① リース物件がいったん賃借人に取得された上でその賃貸借を行うことを条件に賃貸人に譲渡されたものであること，又はリース物件を賃貸人が直接取得した上で賃貸する形式を採るものであっても，その選定等が実質的に賃借人において行われていると認められるもの。

② リース期間中の賃貸料の合計額が，リース物件の取得価額及びその取引に係る付随費用の合計額おおむね全部を回収するものとして算定されていること。

③ リース期間中のリース契約の解除が禁止されていることあるいは中途解約する場合でも，賃借人が未経過期間のリース料のおおむね全部又はその物件につき引き取りをすることが明らかなこと。

④ リース契約に賃借人が公正な市場価額でリース物件を購入する旨の条項が付されていないこと。

④の場合，リース契約の中に上に記した旨の条項が付されている賃貸借取引であっても，次のすべての要件を満たすものではない時には，「公正市場価額条項」が付されていないものとして取り扱われる。

（イ）リース物件のリース期間終了時における市場価額（リース料の算定に当たって取得価額及びその付随費用の額の合計のうちリース料として回収しない金額をいう。）を上回る可能性が高いと認められること。

（ロ）賃借人がリース物件を購入する権利若しくは義務を有する場合，当該権利又は義務の履行をするとき又は賃借人がリース物件を引き取る場合のいずれにおいても，残価と市場価額との差額についていかなる清算又は調整を行わないことが明らかであること。

（ハ）リース期間がリース物件の使用可能期間より相当短いこと。

このように「昭63リース通達」は，ＪＬＬにおける賃貸人（レッサー）に対し，法人税の繰

延効果に一定の枠を設け，「昭53リース通達」は賃借人（レッシー）に対し，短期償却効果に一定の枠を設け，税負担公平という箍を嵌めたものであるが，双方ともファイナンス・リースの判定基準にフルペイアウト及びノンキャンセラブルが挙げられており原則的には賃貸借処理の取り扱いがなされることになっている。

第3節　リース取引の税務上の取り扱い

（1）税務上のリース取引の取り扱いは，原則的には法形式を重視しつつ，そこに課税の公平性という観点を採り入れている。

リース契約は法形式上の観点から捉えれば賃貸借契約であり，従って，原則的には賃貸借取引の取り扱いをしつつ，課税上は，公平性の観点からその経済的実質に着目し，その中で，売買取引と認められるものについてこれを規定している。これはアメリカやドイツが税務リース基準のみならず税法全般の根源的な論拠としている「形式よりも実質（substance over form）」[23] を我が国においても同様に論拠としているものと思われる。

すなわち，法形式と経済的実質が異なるときは，経済的実質に従って租税法規を適用していく，「実質主義」ないしは「実質所得者課税の原則」である。

一方，会計の立場からは，法形式よりも経済的実態（経営実態）を正確に財務諸表に反映させるために，ファイナンス・リースについて売買取引に準じた会計処理をすること求め，原則的にはレッシー側にオンバランスを求めている。

リース取引に対する基本的な認識の部分では，双方に大きな差異はないと考えられるが，原則的な処理は異なる。

具体的には，1993年6月17日企業会計審議会から公表された「リース取引に係る会計基準に関する意見書」（この節ではリース会計基準と略す）において，ファイナンス・リースを「所有権移転ファイナンス・リース」と「所有権移転外ファイナンス・リース」とに二区分し，「所有権移転外ファイナンス・リース」に売買処理と注記記載を条件に賃貸借処理を認めている。

これは税務上の取り扱いとの整合性を保つことと，これまでの実務をある程度踏襲できるように，リース業界団体やリース利用企業の意向を参酌[24] した結果だとされる[25] が，「リース会計基準」が本来有しているとされる「規範性」，「準拠性」を自ら放棄し税務通達上の事実上の規制に拠る会計実務の現実を追認したものに過ぎないとの指摘も見られる[26]。

また，この「リース会計基準」ではファイナンス・リース取引につき，売買処理が原則で賃貸借処理は例外扱いとの位置付けであるが，具体的にはどのような条件のとき売買処理を行なうかについて明らかにされていないので，実際には，売買処理か賃貸借処理かの選択はリース利用企業に委ねられることになり，リース利用企業は従来どおり賃貸借処理を選択するのは当然の帰結といえ「リース会計基準」の（リース負債という借金を隠さないという）趣旨であるリース取引をオンバランス化することによって，指摘されているような，その企業の経営実態を開示し，企業間の比較可能性を高める[27] という目標からは若干軌道をはずれ，その実効性において疑問を残すものといえよう。

第4節　リース事業協会の自主規制

23）拙稿，前掲20頁参照。
井上久彌稿「『リース会計基準意見書』と税法」『税経通信』，1993年，Vol.48，No.10，183～184頁参照。

24）森住祐治稿「リース取引実態から見た会計基準」『税経通信』，1993年，Vol.48，No.10，190頁参照。

25）茅根聡著『リース会計』1998年，新世社，124頁参照。

26）井上，前掲稿185頁参照。

27）高木克己稿「オフバランス取引の税務会計上の問題点」『税務弘報』，1995年，Vol.43，No.8，22頁参照。

「昭63リース通達」は1988年３月に発遣されたが，曩に述べたように，1985年２月にはＪＬＬは既にスタートしていたので，結果として，88年の「昭63リース通達」は“後追い”形の発遣となったが，ともあれリース事業協会はこの通達を受けて，税務当局との取り決めを行い，1988年12月22日会員申し合わせにより，概要，以下のような自主規制を打ち出すことになった。

このリース事業協会会員申し合わせで，次の６条件を全て満たしたものをレバレッジド・リースと認めるように取り決めた。

ⅰ．リース期間が法定耐用年数の1.2倍以下で，リース期間終了後の見込み中古市場価額が相当高い物件であること。

ⅱ．レッサーは物件価額の20％以上の自己資金を出資すること。

ⅲ．レッサーのリース期間通算の課税所得がそのリース物件の取得価額の少なくとも１％以上になるような取り組みであること。

ⅳ．期間損益の逆転黒字化の時期がリース期間の２分の１を超えないこと。

ⅴ．リース期間終了時にレッシーが購入選択権を行使して購入できる金額が航空機の場合，当初取得金額の45％を超えないこと。

ⅵ．期間ごとのリース料を上回る定率償却費の合計額が，標準リースの場合のそれの160％以下であること（標準リースとは，リース期間を法定耐用年数にし残存価額を10％，資金コストを年5.5％としたフル・ペイアウト・リースをいう）。

続いて，1990年５月17日にもリース事業協会会員申し合わせが出され，２ティア（２世代）リースとレッシー・ファイナンスないしはデフィーザンスを防止するため，以下の禁止項目を取り決めた。

ア　海外向けファイナンス・リースの場合，ユーザーでないレッシーがその地で税務上の物件所有者となって転リース（又貸し）し，償却などの税務メリットを横取りしないこと（ただし，レッシーがオペレーティング・リースを業としている場合を除く）。

イ　レッサーにノンリコース・ローンを貸す金融機関が，レッシーからリース料支払い義務を引き受けることで見返り資金の提供を受け，レッサーに対する貸付資金の調達原資としないこと。

そしてさらには，1993年１月21日にリース事業協会会員申し合わせで，「匿名組合契約にかかわる計算期間は営業者の確定決算に基づき12ケ月又は６ケ月とし，１つの取り組みにかかる各匿名組合契約にかかわる計算期間の末日をすべて同一とすること。」として匿名組合の決算の扱いについての統一が図られた。

この申し合わせの趣旨は，同じ物件のリースであっても，決算書を匿名組合員の数だけ作成し，匿名組合が各々の組合員（投資家）の決算に合わせて決算することによって，営業者と組合員の決算期のズレによるデメリットをなくそうとすることを防止しようとしたものである。

若干敷衍すれば，匿名組合の営業者の決算期と当該組合員の決算期が異なる場合においては，ＪＬＬの損益を完全には当該組合員に反映させることができない。

これには，法人税基本通達14－１－３に以下の記載があるからである。

「法人が匿名組合員である場合におけるその匿名組合営業について生じた利益の額又は損失の額については，現実に利益の分配を受け，又は損失の負担をしていない場合であっても，匿名組合契約によりその分配を受け又は負担すべき部分の金額をその計算期間の末日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入し，法人が営業者である場合におけるその匿名組合営業について生じた利益の額又は損失の額から匿名組合契約により匿名組合員に分配すべき利益の

額又は負担させるべき損失の額を控除した残額を当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。」(昭55直法２－15改正)

すなわち，例えば営業者の決算期が12月で匿名組合員の決算期が３月とすると，ＪＬＬの１～３月分の損益については当該組合員の決算に反映させることができなくなり，ＪＬＬの仕組みで触れたように，その赤字先行効果は，より早期の損失が大きければ大きいほどより効果的であるところから，決算期のズレの分だけ効果は薄れることになるのである。

蓋し，徴税サイドは俗な表現をすれば，「取れる時に取る」という発想であろう。確かに業者の中には，通達等諸規制の盲点を探しその網の目を掻い潜る，いわゆる潜脱行為を繰り返し，当局との間でイタチゴッコをする者もいたと聞き及ぶところからも，当局サイドとしては，リース通達はクリアーしているからといっても，少し節度を超えていると映ってもいたのであろう。

しかし，ＪＬＬをここまで規制の投網をかけて，骨抜きにするのは如何なものかと思うのである。税務上の投資損益の認識が損益確定主義の発想によるものとしても，聊か国庫主義の限度を超え，ＪＬＬが持つ本来の魅力を減殺するように思われてならない。

(続く)